

# 紙類の排出ルールが変わっています

## リサイクル可能な紙類の 清掃工場への 持ち込みは**禁止**です



ごみとして出したり、ごみに混ぜたりすることはできません

【機密書類も搬入禁止の対象です】

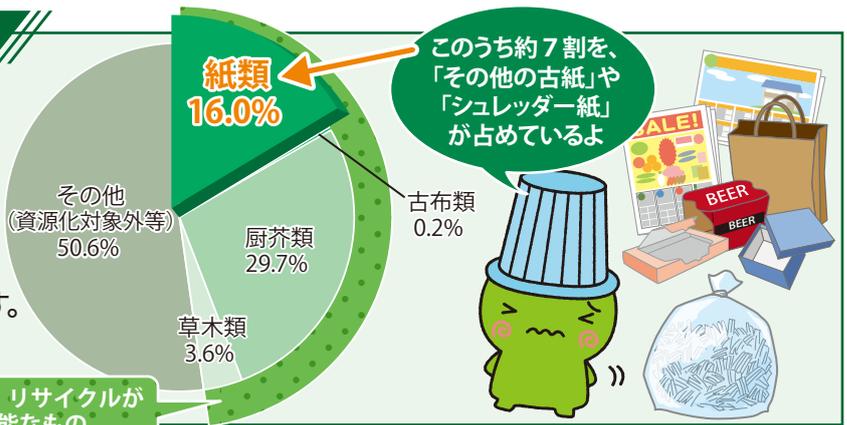


### 事業系ごみの内訳

リサイクル可能な紙類は、令和6年1月1日から清掃工場への搬入を禁止し、ごみとして出せなくなっていますが、まだまだこれらの紙類が**16.0%**も事業系ごみに混ざっています。

〈令和6年度事業系一般廃棄物排出実態調査結果〉  
※端数処理により合計が合いません。

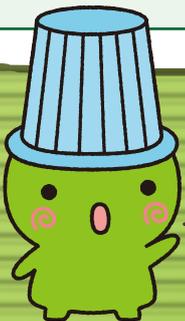
減量化・リサイクルが可能なもの



地球環境問題の解決・清掃工場の安定稼働に向け、

## 紙類は、分別してリサイクルへ!

堺市環境マスコット  
キャラクター「ムーちゃん」



分別することでごみならず、新しい紙製品に生まれ変わることができます!



# リサイクル可能な紙類の品目 (清掃工場への搬入禁止対象)

## 新聞



## 雑誌



カタログ/ノート/  
パンフレット/  
週刊誌/辞書・辞典/  
書籍等

## ダンボール



※防水加工したものを除く

## OA紙

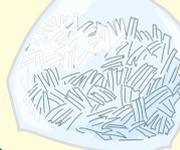


コピー用紙/  
コンピューター用紙

## その他の古紙



## シュレッダー紙

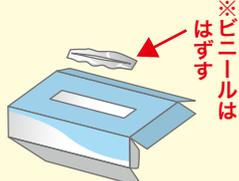


リサイクルできる紙類を  
シュレッダーに  
かけたもの

## その他の古紙の具体例



空箱



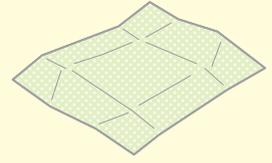
ティッシュの紙箱



紙袋



カレンダー



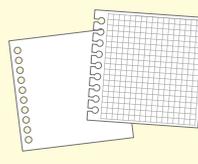
包装紙



チラシ



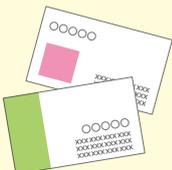
封筒



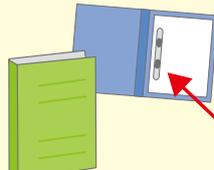
メモ用紙



トイレットペーパー・  
ラップの芯



名刺



フラットファイル



ダイレクトメール

ここに例示のない  
紙類のリサイクルの  
可否は、市ホーム  
ページを参照いた  
だくか、直接古紙  
取扱業者へお問  
い合わせください。



↑  
品目等の  
詳細はこちら

## 出し方の 基本ルール

1. 回収品目ごとに分別する。
2. ダンボールは折りたたむ。空箱は開いて平らにする。
3. 大きさをそろえ、回収品目ごとにひもでしばる(シュレッダー紙は透明の袋に入れる)。

※具体的な分別方法・出し方は、契約する古紙取扱業者と相談のうえ決定しましょう。

## お願い

## 紙以外のものは取り除いてください!



ビニール袋に入ったままのカタログ

※選別の際、作業員が一つ一つ手で取り除いています(>\_<)

### 【例】

- ・紙袋のプラ製取っ手、ティッシュの空箱や窓あき封筒のビニール
- ・クリアホルダー、プラ製ファイル、CDや不織布のCDカバー
- ・金属類・・・ファイルやバイндナーの留め具、カレンダーの金具、クリップ等 (ホッチキス針程度はOK)
- ・紙に貼られた粘着質のもの (シール・テープ)



### 「紙ひも」を使おう!

- ビニール袋やビニールひもでなく、紙ひもを使うと一緒にリサイクルできます!
- ガムテープをひも代わりに使わないでください!

# リサイクルできない紙類〈禁忌品〉

以下の紙類はリサイクル可能な紙類に混ぜないでください

汚れた紙      食品や油のついた紙      圧着はがき      アイロンプリント紙      においのついた紙      防水加工された紙

トレーシングペーパー      シールとその台紙      青焼きされた紙      レシート・感熱紙      カーボン紙・ノーカーボン紙      アルミ加工された紙

ペーパータオル・ティッシュペーパー      写真(印画紙)      金・銀など金属が箔押しされた紙      ビニールコーティングされた紙

靴やバッグの詰め物      点字用紙(発泡型)      油紙

◆紙製容器包装のリサイクルマーク(紙)がついていても、これらのものはリサイクルできません。  
◆製紙工場等の性能により、リサイクル可能なものもあります。

見分けるポイント  
破ったりめくったりして確認しましょう!  
○きれいに破れるもの→紙としてリサイクル  
×表面のビニールが伸びるなど、きれいに破れないもの→リサイクルに向かない

↑ 禁忌品の詳細はこちら

## よくある質問Q&A

**Q 紙類はどうして分別し出す必要があるのですか?**

**A** 紙類はその品質や特徴に応じてそれぞれ異なる紙の原料に使われます。そのため分別せずに出すと、作業の負担増や質の低下など、効率的で適正なリサイクルの妨げにつながります。リサイクルを目的とした排出の際には、品目ごとに分別することがとても大切です。

**Q 禁忌品に「汚れた紙」とありますが、汚れた紙とはどのようなものですか?**

**A** 食品や油、化学薬品が付いたもの、油性の絵具やクレヨンが塗られた画用紙等です。なお、ボールペンで書いた紙やカラー印刷した紙は、「汚れた紙」には該当せず、リサイクルが可能です。

**Q リサイクルできない紙類(禁忌品)の処理方法は?**

**A** 禁忌品、例えばカーボンのついた配達伝票や、レシートなどの感熱紙、においや汚れのついた紙箱や防水加工された紙皿などは、これまで通りごみとして出したり、清掃工場へ直接搬入したりすることが可能です。

**Q シュレッダーにかけたい紙類の中にリサイクルできないものがあるのですが?**

**A** まずは①「リサイクル可能な紙類」と、②「リサイクルできない紙類(禁忌品)」に分別し、①と②が混ざらないようにシュレッダーにかけ、①のみをリサイクルしてください。②は、これまで通り清掃工場での受け入れが可能です。なお、産業廃棄物(CDなどプラスチック素材のもの等)は、シュレッダーにかけたものも含めて清掃工場では受け入れできません。

## 「紙類分別図鑑」「分別用ラベル」の活用を!

データのダウンロードはこちら



目につく場所に掲示しましょう。

分別した品目ごとに、保管しておく箱に貼って使える紙類分別用ラベルです。



# 資源化の方法 (業者への依頼)

## ① 事業系ごみ (一般廃棄物) の収集運搬業者に相談する

- ・事業系ごみの収集運搬を契約する業者 (堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者) に相談してください。

※市へ継続ごみ収集の申し込みを行っている場合は、②へ。



## ② 古紙リサイクル業者に回収を依頼、または自ら持ち込む

- ・古紙を取り扱う業者に回収を依頼したり、直接持ち込んだりすることが自由にできます。
- ・次の事業所一覧や事業者名簿等も市ホームページでご参照いただけます。

### 👉 古紙回収協力事業所一覧

最新の情報はこちら→



当該協力事業所の営業時間内であれば、自由に古紙を持ち込むことができる、**市が推奨する制度**に基づいた事業所一覧です。

### 👉 再生古紙取扱事業所紹介一覧

最新の情報はこちら→



紹介を希望する再生古紙取扱 (回収・持込) 事業所の一覧です。  
機密文書の対応に関する情報も発信しています。

※一覧は事業者から依頼のあった内容をそのまま掲載するため、市がその内容を保証するものではありません。  
事業者間でトラブルが発生しても、市は一切の責任を負わないことをご了承ください。

### 【機密文書の処理】

個人情報等を含んだ機密文書であっても、機密が守られるリサイクル処理の手法があります。契約している業者や専門の処理業者に問い合わせてみましょう。



#### 〈例〉◇破砕 (裁断) 処理

リサイクル対応型のシュレッダー機器による裁断。持ち込み、回収のほか専用車両による出張裁断など。

#### ◇直接溶解処理

製紙工場のパルパー (溶解機) に直接投入します。立ち会いができたり、溶解証明書発行が可能な業者もあります。

### 👉 民間施設の古紙等回収拠点一覧

最新の情報はこちら→



古紙の持ち込みが可能な民間施設 (店舗等) を紹介しています。

※基本的には家庭から出る古紙が対象ですが、近隣の少量排出事業所 (店舗・事務所等) からの持ち込みも可能です。  
ただし、大量の持ち込みはご遠慮ください。



#### ■紙類のリサイクル・許可業者について

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課  
TEL (072) 228-7479 FAX (072) 228-7063

#### ■市の継続処理について

堺市 環境局 環境事業部 環境業務課  
TEL (072) 228-7429 FAX (072) 229-4454

#### ■清掃工場への搬入禁止について

堺市 環境局 環境事業部 クリーンセンター管理課  
TEL (072) 252-0815 FAX (072) 251-9646

問い合わせ先

堺市 事業系紙類のリサイクル

